

【委員意見】

【委員】

DVや虐待の被害にあったことの証明書を、県内窓口がバラバラに発行するのではなく、県内のどこか総括した場所が発行するようにしてほしい。

相談者が弁護士相談を利用するにあたっての費用負担について、例えば法テラスの貸付制度のように、弁護士相談利用に係る支援制度の情報周知や、弁護士会との連携などについて取り組んでほしい。

【委員】

中間案本文中にも「包括的」、「総合的」という文言があるが、困難女性支援の中心はどこが担っていくことになるのか。

（事務局）

女性相談支援センターが支援の中心を担うことを想定しています。

【委員】

女性相談支援センターの役割が今後増えるため、協力していきたい。

全体的な点で何点か伝えたいことがある。

一点目は、早く繋がるのが大事だということ。相談窓口のハードルを下げることや、SNS活用などにより、そのあたりを具体的に進めていってほしい。

二点目は、母子生活支援施設の活用について。実際に母子生活支援施設を利用するには市町が窓口となるので、困難女性の支援に係る母子生活支援施設の活用について県から市町にしっかり周知していってほしい。また、数値目標にもあるが、29市町が支援調整会議を設置するにあたっては、我々のような民間の母子生活支援施設の関係者などを構成員に入れていただければ、我々としても意見が言いやすくなると思う。

母子生活支援施設による生活支援とか身元保証制度などの支援の実施は、施設入所中に行うのか、一時保護委託中に行うのか。施設入所中であれば窓口は市町になるので、そのあたりの県と市町との連携や調整は強化していってほしい。

また、国補助制度も色々と設けられていると思うので、使えるものは使ってもらい、母子生活支援施設を利用していただきたいと思う。

県の施策として子どもの支援が一番であるのなら、自ずとその親である母親も支援しなければならないと思う。そうであれば、妊産婦支援も重要になるので計画に反映していってほしい。また、若者の支援という観点では社会的養育も重要であることから、現在策定中の社会的養育の計画とも連携して計画を策定していってほしい。

【委員】

子ども単体への支援の窓口がないことが課題としてある。高校に行っていなかったり、18歳を過ぎてしまったりすると、どこにも窓口がなくなってしまう。例えば困窮や障がいなどの、何らかのタイトルがつかない若年層への窓口がない。どこにも繋がらず、とても心配な状況で暮らしている子どもが多く見られる。

そういう観点でも、中間案にあるような、社会意識の形成や支援対象者を生まないための啓発などのそういう予防施策を、特に若年層に向けてのアプローチを厚くして実施していただきたい。例えば、子供たちが集まる場所での研修などを通じた啓発など。ただ、今の社会ではそういう場所というのは学校ぐらいしか無いと思っているので、そういう子どもたちと繋がるために、我々は活動している。

数値目標にNPOとの連携があり、対応困難案件での連携などが例として書かれているが、我々はどうのように連携できるかということが分からない。例えば今我々は、子どもの居場所を作ろうとしているところで、シェルター機能を設けたりして色々試みてはいるが、他にどういう機能が必要か、そういう場所で保護はできるのか、色々不明点が多く予算も足りないような状態。我々と同じような活動をやろうとしている団体が社会資源として我々以外に県内にどれほどあるのか、もしもあるのならそういう団体とどう連携ができるか、そういう点を共有できれば支援がもっと進んでいくと思うので、そういうアプローチを入れていただきたい。

(事務局)

本日の欠席委員の意見を紹介いたします。

一点目。母子生活支援施設で単身妊婦に関する支援を行うことがあるため、主な実施主体として母子生活支援施設を別に項目として明記していただきたいという意見です。

二点目。困難な問題を抱える女性の背景には経済的困窮がありますので、その経済的困窮に至る要因などを踏まえ、全体像を図式化して記載してはどうかという意見です。

三点目。支援のフローは「未然防止」、「適切な相談対応」、「支援」、「自立への道筋」、「再発防止」というものですので、この観点でもう一度中間案をご検討いただきたいという意見です。

四点目。「支援対象者を生まない」という表現は避けたほうがよいのでは、という意見です。

五点目。貧困家庭の子供たちの教育の機会の脆弱さという問題がありますが、未然防止の観点で、個々の子供たちの教育の機会の強化という視点も重要という意見です。また、支援対象者という表現も出来れば避けた方がよいのでは、という意見もありました。最後に、中間案の一部のタイトルが少し重複しているという意見もいただきました。

【委員】

女性相談支援センターが中心となって支援するということが、全体の支援体制が分からない。困難女性の支援の枠組みとほぼ同一のものが生活困窮者自立支援制度の中にもあるので、出来れば図式化してそちらを参考に一度整理してもらいたい。その中で、女性相談支援センターや市町や民間団体が入っているといいのでは。

また、「官民協働による孤立させない若年女性への支援」を重点化することだが、にも関わらず、項目番号が最後に来ている。これはもっと若い番号にすべきでは。

一方で、資料の説明方法について、DV被害者が困難女性に含まれるとの話があったと思うが、それなのにDVに関する資料が困難女性よりも先に来ている。困難女性に関する資料を先に提示した方が頭に入りやすいと思う。

【委員】

困難女性の支援を実施するにあたり、女性相談支援センターの役割が多いということを知っているが、女性相談支援センターの人員体制がどのようなものか教えてほしい。

(事務局)

(※説明)

【委員】

今回の中間案は、女性相談支援センターを中心として多分作られているので、そのあたりも鑑みて、予算化も含めて女相の体制強化をしていただく必要があると思う。

【委員】

これから県の組織としては、来年度7年度予算に向けて組織を考え、予算を取っていく時期であり、中でも今のこの11月12月という段階は非常に重要な時期だと思っている。

例えば、相談体制の件であれば、包括的支援のために専門相談の体制を強化する必要があるし、他にも、相談窓口を設置して支援情報を周知するだけでなく、アウトリーチによる支援対象者発見を図るということも大事である。

相談に来るような、困難な問題が表面に現れている方というのは氷山の一角だと思う。本当に困っている方は相談にも行けないので、そういう方々にどのように相談につながるのか、非常に大事なことだと思っている。

それらのために、やはり体制というのが非常に大事であるので、計画策定と共に、全体的な体制づくり、そしてそれを裏付けする予算取りというものを頑張ってもらいたいと思う。

【委員】

女性相談支援員について。中間案の中で、女相のスーパーバイズやコーディネートという記載があり、とても心強く思っている。

DV証明をDVがあったことの証明と捉えている方や、母子生活支援施設はDV被害者のみが利用できるかと捉えている方がいるので、気を付けていきたい。

【委員】

中間案に対して特に意見はない。

警察としては、目指すべき方向性の③の、安全安心を守るための緊急対応という部分に注力していきたい。

DVやストーカーの被害者の安全確保を最優先に対応している。具体的には、例えば特定通報者登録という制度があり、あらかじめDV被害者の方がこの制度に登録しておくことで、通報があった際に、通報者がDV被害者であることを即座に把握できるようになっている。他には、緊急通報装置の貸し出しや宿泊費の助成を実施している。

【委員】

女性相談を行っている最前線である市町として、生活困窮や精神的な問題などの複合的な問題を抱える相談者の相談が増えていると感じている。

また、支援が必要であることを気付いていない家庭が多いため、様々な支援を実施するためにも、アウトリーチの体制強化が必要だと思う。

その他、居住の問題も課題である。

【委員】

中間案で示されている啓発情報発信や相談に関して、フレンテとして関わっていける部分が大きいと認識している。

フレンテは、行政とも民間とも連携の取りやすい位置にあり、そこが強みであると思うので、関係機関との連携強化が重要であると実感しているが、具体的な方法に悩んでいるところ。

また、5年に1回の会議ではなく、様々な繋がりを作り、関わっていくうえで、適宜開催される支援調整会議に期待している。

【委員】

支援調整会議の役割が非常に大切だと思う。形式的に会議をするだけではなく、出来ているところと出来ていないところを明確にしながら、PDCAサイクルをまわして欲しい。また、その調整会議の中には、今回の検討会議のメンバーのように、必要なご意見をいただけるような方をぜひメンバーとして入れていただきたい。

【委員】

広報啓発及び研究の箇所について。暴力に依存しがちな人への対応などの未然防止の施策やDV加害者更生プログラムの調査研究などについて記載があるが、これは、進めていくことで取り組みやプログラムの実施に繋がっていくと思うので、期待しているところである。これらの未然防止とあわせて、起こってしまったことに関して加害者への支援も大事だと思うので、同時に進めていってほしい。

他にも、加害者を生まないという観点では、子どもたちが自分の権利や相手の権利を知る機会が重要だと思うので、学校やその子供たちが集まる場所での研修なども実施していただき、子どもたちに広げていってほしい。

【委員】

先程意見があったが、母子生活支援施設はDV被害者でないと利用できないという誤解を受けている場面は確かに何度かあった。今まで母子生活支援施設をシェルター的な扱いで使用してもらっていたという経緯があったためだが、今後は女性支援や子育て支援に活用してもらいたいと思っているので、そういう発信をこちらからもしていきたいと思っている。

また、予算の話も先程あったが、予算を理由に施設の利用が打ち切られたり、ということがあるので、予算を理由にした必要な支援が切られたりしないようにしてほしい。必要なタイミングで必要な支援に繋がることが重要と考えている。

【委員】

数値目標についてだが、この目標は今後の施策の方向性とその取り組み内容に関連するものと思われるため、後で検証しやすくするためにも、目標がどの項目に当てはまっているのか分かるようにしてほしい。

(事務局)

数値目標と方向性や取組内容が関連するようなかたちになるように検討します。

【委員】

それぞれの数値目標を今後の方向性に対応するように割り振ってもらえば分かりやすくなると思う。

数値目標に関して、支援調整会議を設置している市町数や困難女性支援法に基づく基本計画を策定している市町数が今は0だが、令和11年度は29全市町が達成するという見込になっている。市町は相談窓口を担う基礎自治体であり、市民、町民の方と密接に繋がりながら支援を行うことになるため、その市町がきちんと支援を行うというのが非常に大事になると思う。ただ、0から29市町までというのが目標値として飛躍してい

るように感じるが、どのように考えているか。

（事務局）

市町の困難女性計画に関しては、現状市町の方でDVの計画や男女参画の計画などを作っていており、恐らく5年ぐらいで更新されていることと思いますので、それらの更新の機会に合わせて、困難女性の計画もそこに入れていただけるようお願いできたらと考えております。今後また、市町への意見照会や色々な説明会を通じて、お願いすることになると思っております。

【委員】

数値目標について事務局の代わりに補足する。

数値目標の考え方として、アウトカムとアウトプットの2種類があり、アウトプットという成果物によりアウトカムという影響や効果を生む、というような関係性になっている。

今回の数値目標について、そのあたりが混在しているので、整理してもらえばより分かりやすいのではと思う。

【委員】

予算をもらって同行支援の活動をしているので、ぜひ活用してほしい。当事者にとっては敷居の高い場所への同行支援は、アウトリーチの一つとして考えているので、また周知・広報をしてほしい。

【委員】

市町への意見照会の時期はいつか。

（事務局）

本日の意見を踏まえて中間案を修正し、予定では12月か1月頃を想定しています。

【委員】

現状、地域の要対協に参加させていただいているが、顔を合わせて挨拶をして終了、のようなかたちになっており、参加した当初はこれから連携していけるということで嬉しく思っていたが、そういう状況になっている。今後はもう少し機能するような仕組みになっていただければと思う。県から市町にそういうことを伝えてほしい。

【委員】

5ページの下から3行目について、『その後の減少は、パンデミックの収束による経

济活動再開や社会的な変化に伴うものの可能性があります』とあるが、『もの』とは何か。文章を再度検討してほしい。

9ページの下から5行目について、『特に妊娠SNS』とあるが、これはSOSの間違いかと思う。

11ページの円グラフについて、円のパーセントの合計が100になっていない。この数字は検討してほしい。

(事務局)

11ページの円グラフについて、右側半分、左側半分それぞれで半円の合計が100%になるようにしていますが、円1つで100%となるようにそれぞれ変更します。

【委員】

居場所づくりの支援について、賃貸住居への入所が困難という現状があるので、賃貸住宅への入居の支援を中間案に入れてほしい。